

# 工事（業務）着手日選択型契約方式の試行に係る取扱要領

（令和元年6月17日）

〔沿革〕 令和2年2月 6日改正

令和3年6月21日改正

## （趣旨）

第1 この要領は、広島高速道路公社が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）の一部において、受注者が一定の期間内で工事着手日（工期の始期日をいう。以下同じ。）を選択することができる契約方式（以下、「本契約方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定める。

## （対象工事）

第2 本契約方式は、契約後から工事着手すべき期日まで一定の期間がある工事のうち、理事長が本契約方式を試行することが有利であると認めた建設工事に適用する。

## （工事着手期限日及び工事着手日）

第3 理事長は、工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」という。）をあらかじめ定める。

- 2 契約見込日から工事着手期限日の前日までの余裕期間は、実工期（工事着手期限日から工期の終期までの期間）の40%を超えず、かつ、5ヵ月を超えない範囲とする。
- 3 落札者となるものは、契約締結の日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書（別記様式1）により理事長に通知しなければならない。
- 4 上記3で定めた工事着手日については、前倒しできるとし、工事着手日変更協議書（別記様式3）及び変更協議に係る承諾書（別記様式5）により、受発注者が協議したうえで変更契約する。

## （工期等の設定）

第4 理事長は、通常必要となるとして算定した所要工期に、契約見込日から起算し工事着手期限日までの日数を加算して工期の設定を行う。

- 2 通知された工事着手日から、必要な所要工期を確保することとし、工期の終期日を変更する。

## （前払金の取扱い）

第5 受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求できない。

## （工事着手日前の取扱い）

第6 契約締結の日から工事着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 受注者は、契約締結の日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。

## （技術者の取扱い）

第7 契約締結の日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人を配置することを要しないこととし、工事着手時点で配置できる技術者とする。

2 受注者は、契約約款第10条に基づく「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」は工事着手日から14日以内に発注者に提出し、コリンズへの登録は、工事着手日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録機関に登録する。

(経費の負担)

第8 本契約方式の試行により生じる経費は、工事着手日の前日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

(契約保証金)

第9 契約保証の期間は、契約締結の日から工期の終期日までとする。

(公告・入札条件への明示)

第10 理事長は、次の事項を公告・入札条件へ明示する。(別紙1参照)

- (1) 本契約方式の対象工事であること
- (2) 第3により定めた「工事着手期限日」
- (3) 第3第3項、第4第2項、第5、第6第2項、第7、第8及び第9に関すること

(契約書への明示)

第11 理事長は、次の事項を契約書（特約事項）に明示する。(別紙3参照)

第5、第6第2項、第7及び第8に関すること

(その他)

第12 この要領の規定は、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱に基づく契約について、これを準用する。

この場合においては、次表左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1	建設工事（以下「建設工事」という。）	測量・建設コンサルタント等業務（広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱に基づく業務とし、以下「業務」という）
	工事着手日（工期の始期日をいう。以下同じ。）	業務着手日（履行期間の始期日をいう。以下同じ。）
第2	(対象工事)	(対象業務)
	工事着手日すべき期日	業務着手すべき期日
	工事	業務
	建設工事	業務
第3	(工事着手期限日及び工事着手日)	(業務着手期限日及び業務着手日)
	工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」という。）	業務着手の期限となる日（以下「業務着手期限日」という。）

	工事着手日	業務着手日
	工事着手日通知書（別記様式1）	業務着手日通知書（別記様式2）
	工事着手日変更協議書（別記様式3）	業務着手日変更協議書（別記様式4）
	変更協議に係る承諾書（別記様式5）	変更協議に係る承諾書（別記様式6）
第4	（工期等の設定）	（履行期間等の設定）
	所要工期	所要期間
	工事着手期限日	業務着手期限日
	工期	履行期間
	工事着手日	業務着手日
第5	工事着手日	業務着手日
	対象工事	対象業務
第6	（工事着手日前の取扱い）	（業宇着手日前の取扱い）
	工事着手日	業務着手日
	当該工事現場	当該業務場所
	工事着手	業務着手
第7	工事着手日	業務着手日
	監理技術者又は主任技術者及び現場代理人	管理技術者、照査技術者及び担当技術者
	契約約款第10条に基づく「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」は工事着手日から14日以内に発注者に提出し、	—
	コリンズ	テクリス
	10日以内	15日以内
第8	工事着手日	業務着手日
	現場	業務箇所
第9	工期	履行期間
第10	（別紙1参照）	（別紙2参照）
	対象工事	対象業務
	「工事着手期限日」	「業務着手期限日」
第11	別紙3参照	別紙4参照

2 この要領に定めがない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月21日から施行する。

# 工事着手日通知書

(工事着手日選択型契約方式適用工事)

令和 年 月 日

様

落札者 住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 着 手 日	令和 年 月 日

※ 契約前に提出すること。

業務着手日通知書  
(業務着手日選択型契約方式適用業務)

令和 年 月 日

様

落札者 住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

業 務 名	
業 務 場 所	
業 務 着 手 日	令和 年 月 日

※ 契約前に提出すること。

# 工事着手日変更協議書

(工事着手日選択型契約方式適用工事)

令和 年 月 日

様

落札者 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり工事着手日を変更してください。

工 事 名	
工 事 場 所	
変 更 工 事 着 手 日	令和 年 月 日

※ 契約前に提出すること。

# 業務着手日変更協議書

(業務着手日選択型契約方式適用業務)

令和 年 月 日

様

落札者 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり工事着手日を変更してください。

業 務 名	
業 務 場 所	
変 更 業 務 着 手 日	令和 年 月 日

※ 契約前に提出すること。

## 変更協議に係る承諾書

(工事着手日選択型契約方式適用工事)

令和 年 月 日

様

落札者 住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

令和 年 月 日付けの工事着手日の変更については、承諾します。

工 事 名	
工 事 場 所	
変 更 工 事 着 手 日	令和 年 月 日

※ 契約前に提出すること。

## 変更協議に係る承諾書

(業務着手日選択型契約方式適用業務)

令和 年 月 日

様

落札者 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 年 月 日付けの業務着手日の変更に係る協議については、承諾します。

業 務 名	
業 務 場 所	
変 更 業 務 着 手 日	令和 年 月 日

※ 契約前に提出すること。

別紙1

別記

公告別記

「工事着手日選択型  
契約方式」に関する事項

## 工事着手日選択型契約方式について

本工事は、工事着手日選択型契約方式の対象工事であり、受注者が一定の期間内で工事着手日（工期の始期日をいう。以下同じ）を選択することができる。

### 1 本工事の工事着手期限日

本工事の工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。

### 2 工事着手日

- (1) 落札者となるものは、契約締結の日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書（別記様式1）により発注者に通知しなければならない。
- (2) 上記(1)で定めた工事着手日について前倒しできることとし、工事着手日変更協議書（別記様式3）及び変更協議に係る承諾書（別記様式5）により、受発注者が協議したうえで変更契約する。

### 3 工期

通知された工事着手日から、必要な所要工期を確保することとし、工期の終期日を変更する。なお、所要工期は、〇〇〇日間とし、工事着手期限日を工事着手日とした場合、工期の終期日は、令和〇〇年〇〇月〇〇日となる。

### 4 前払金

受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求することはできない。

### 5 工事着手日前の取扱い

受注者は、契約締結の日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。

### 6 配置予定技術者の取扱い

- (1) 契約締結の日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人を配置することを要しないこととし、配置予定技術者は、工事着手日時点で配置できるものとする。
- (2) 受注者は、契約約款第10条に基づく、「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」は工事着手日から14日以内に発注者に提出し、コリンズへの登録は工事着手日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録機関に登録する。

### 7 経費の負担

本契約方式により生じる経費は、工事着手日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

### 8 契約保証金

契約保証の期間は、契約締結の日から工期の終期日までとする。

## 業務着手日選択型契約方式について

本業務は、業務着手日選択型契約方式の対象業務であり、受注者が一定の期間内で業務着手日（履行期間の始期日をいう。以下同じ）を選択することができる。

### 1 本業務の業務着手期限日

本業務の業務着手の期限となる日（以下「業務着手期限日」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。

### 2 業務着手日

- (1) 落札者となるものは、契約締結の日から業務着手期限日までの期間で、任意の日を業務着手日に定め、契約前に業務着手日通知書（別記様式2）により発注者に通知しなければならない。
- (2) 上記(1)で定めた業務着手日について前倒しできることとし、業務着手日変更協議書（別記様式4）及び変更協議に係る承諾書（別記様式6）により、受発注者が協議したうえで変更契約する。

### 3 履行期間

通知された業務着手日から、必要な所要期間を確保することとし、履行期間の終期日を変更する。

なお、所要期間は、〇〇〇日間とし、業務着手期限日を業務着手日とした場合、履行期間の終期日は、令和〇〇年〇〇月〇〇日となる。

### 4 前払金

受注者は、業務着手日前に対象業務の前払金を請求することはできない。

### 5 業務着手日前の取扱い

受注者は、契約締結の日から業務着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、業務着手することはできない。

### 6 配置予定技術者の取扱い

- (1) 契約締結の日から工事着手日の前日までの期間は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することを要しないこととし、配置予定技術者は、業務着手日時点で配置できるものとする。
- (2) 受注者は、テクリスへの登録は業務着手日から土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に登録機関に登録する。

### 7 経費の負担

本契約方式により生じる経費は、業務着手日までの業務箇所の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

### 8 契約保証金

契約保証の期間は、契約締結の日から履行期間の終期日までとする。

**特 約 事 項**  
**(工事着手日選択型契約方式に関する事項)**

- 1 受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求することはできない。
- 2 受注者は、契約締結の日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。
- 3 契約締結の日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人を配置することを要しない。
- 4 本契約方式により生じる経費は、工事着手日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

**特 約 事 項**  
(業務着手日選択型契約方式に関する事項)

- 1 受注者は、業務着手日前に対象工事の前払金を請求することはできない。
- 2 受注者は、契約締結の日から業務着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、業務着手することはできない。
- 3 契約締結の日から業務着手日の前日までの期間は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することを要しない。
- 4 本契約方式により生じる経費は、業務着手日までの業務箇所の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。